

健全化判断比率及び資金不足比率について(令和5年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条及び第22条の規定に基づき次のとおり公表します。

1 健全化判断比率

健全化判断比率は、市町村など地方公共団体の財政状況などを表す指標であり、いずれかの比率が早期健全化段階(イエローカード)・再生段階(レッドカード)になると、財政健全化の措置が義務付けられます。

算定の結果、いずれの指標においても早期健全化基準を下回り、全て健全段階です。

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	6.7	—
(早期健全化基準)	(14.15)	(19.15)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	

【備考】実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「-」を記載しています。

2 資金不足比率

公営企業毎に算定するもので、経営健全化基準になると、経営の改善が義務付けられます。

算定の結果、いずれの公営企業会計においても黒字決算であり、資金不足はありません。

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	(経営健全化基準)
水道事業会計	—	(20.0)
流域関連公共下水道事業会計	—	(20.0)

【備考】資金不足額がない場合は、「-」を記載しています。

3 各指標等の説明

実質赤字比率

一般会計と公営事業会計以外の特別会計を対象とした実質赤字額が、町の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合になるかを表したものです。

連結実質赤字比率

町の全ての会計の実質赤字額および資金不足額を加えた連結実質赤字額が、町の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合になるかを表したものです。

実質公債費比率

公債費(借入金)などの償還額(返済額)が、町の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合になるかを表したものです。

将来負担比率

将来負担しなければならない負債額が、町の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合になるかを表したものです。

資金不足比率

公営企業の赤字が、その事業の年間収益のどのくらいの割合になるかを表す指標です。

早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「財政健全化計画」を定め、議会の議決を経て速やかに公表しなければなりません。

また、毎年度、計画の実施状況を議会に報告して公表し、早期健全化が著しく困難と認められるときは県知事から必要な勧告が行われます。

財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、「財政再生計画」を定め、議会の議決を経て速やかに公表しなければならず、総務大臣との協議で同意を得られないと災害復旧事業等を除き、地方債の発行ができなくなります。

また、毎年度、計画の実施状況を議会に報告して公表し、財政の運営が計画に適合しないと認められるときは総務大臣から予算の変更などが勧告されます。

経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営事業会計の資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられます。